

## 第4回埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会 議事概要

### ◆日 時

令和5年12月21日（木） 開会 午後1時25分～午後4時

### ◆出席者

（委員）5名

（事務局）公益財団法人埼玉県公園緑地協会 9名

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

#### （1）論点整理・自由討議

#### ア 禁止項目（水着、ポーズ）の在り方 【論点1】

##### 【事務局からの説明】

これまでのヒアリング結果は次のとおり。

##### ○暫定条件を表現の自由の観点からどう考えるか

（水着撮影会事業者）

- ・ 暫定条件の緩和を求める事業者はいなかった。7事業者のうち5事業者が暫定条件に肯定的であり、他の2業者も緩和は求めている。

（有識者）

- ・ 暫定条件に肯定的な意見が大勢である。一部を除き、暫定条件の緩和の声はなかった。「性器や乳首が露出しなければよい」という点でコンセンサスが得られていると考えられる。
- ・ また、判断基準のわかりやすさが求められているので、新たな許可条件は暫定条件をベースとし、きめ細かく丁寧な制度設計が必要ではないかと考えている。

##### ○新条件策定に当たり、どの程度事業者の意見を聞くことが必要か

（水着撮影会事業者）

- ・ 今回のヒアリングと県民からの意見募集で十分ではないかとのことであった。

（有識者）

- ・ 広く意見を聞くべきとの意見が大勢であった。水着撮影会事業者からはご意見をいただいているので、別途県民からの意見募集を行いたい。

##### 【意見交換】

（委員）

ヒアリングの際に話の出ていた「ルールの分かりやすいイベント」の許可基準の資料はあるか。

(事務局)

当該イベントのホームページを拝見して、三角ビキニ、バンドゥビキニ、眼帯ビキニというものがあることがわかった。それからバックやショーツの履き方、ハイレグの規定も書いている。

ポーズの方に関しては、禁止事項として、くい込ませ、ずらし、M字開脚などが載っている。

もし、こういったものを付けるとした場合には、相手方に事前にお断り入れた上で、採用していく必要があると思っている。

(委員)

このイベントに関するルールはどういう団体が作ったものか。

(事務局)

おそらく当該イベントの運営団体が作成したものと思われる。

(委員)

こういったイベントはどういった場所でやっているのか。

(委員)

東京ビックサイトなどの展示場である。基本は屋内だが、中庭などの屋外で撮影することもある。ただ、その場所は参加者しか入れない、見られない場所となっている。

(委員)

このNG例の方が水着撮影会のルールより厳しい気がする。

(委員)

水着の規定サイズをセンチメートルで表していて非常にわかりやすい。

(委員)

この点は議論が必要で、モデルの方は体型によって規定のサイズで大丈夫な人とNGの人が出てきてしまう。数字はわかりやすいが逆にこれで縛ってしまうと人によっては服装選びが厳しくなる。

(事務局)

このルールの中では、例えば、ビキニのトップに関して、「規定サイズの目安」以上の衣装でお願いいたします。規定サイズの目安より明らかに小さいサイズ、規定のサイズの目安以上でも卑猥性が高いのは禁止です。特に胸の大きい方は規定以上のサイズでも禁止となる場合がございますのでご注意ください。」とある。胸の大きい方に関しては、目安の数字であっても禁止と書かれているので、そこはある程度常識の範囲と考える。

その上では、ノーマルが横乳、下乳がはみ出るサイズでOK、ミニマムが大きく見えるサイズでNGとしており、はみ出ると大きく見えているので違うよっという考え方を示されている。同様のものが他の衣装とかにも書かれている。

(委員)

おそらく、どこまでいっても感覚の問題になってくるから、ある程度規定を指し示すという意味では今ここにあるもので割といいんじゃないかなと思う。

このイベントは何年も実施されているのか。実際それなりに流行っているのであれば、何か問題が起きているなどということはないのか。

(事務局)

何年も実施されているようであり、直近では今月末に実施するようである。しっかりと対策していることをPRしており、過激になって開催できないようなことにならないよう意識を持っていることが伺える。

(委員)

それであれば、これに準じてもよいと考える。

(委員)

ただ気になるのは、当該イベントは民間のイベントホールを借り上げて、完全に屋内で閉鎖されたところで行われているのに対し、水着撮影会は一応遮蔽しているもののオープンな場所という違いがある。

それから、県民の一部から強い反対論があり、夏季プールを開催している時の状況と重ね合わせて見られてしまうと良くないという心配があるのではないかと考える。

そのため、当該イベントよりは、現状のルールで事業者もそれほど抵抗がないということであれば、そのラインを守ってもらうことでよいと考える。

その上で、説明の仕方について、当該イベントのルールにあるように、図のところに文言での説明を加えることによって、よりイメージが湧きやすくなり、規制の厳格度がよりはっきりすることになると思うので、このやり方はすごくいいのではないかと。

(委員)

今のお話だと、プールでの水着撮影会では当該イベントよりも基準は厳しくてもよいということになる。例えば、三角ビキニについてだと、ノーマルのみOKでミニマムやスーパーミニマムはNGということになる。現行の暫定条件ではスーパーミニマムのみがNGで、ミニマムまではOKでよいと考えるがいかがか。

(委員)

はみ出ることが必ずしも公序良俗に反するとまでは言えない場合もあると考えられる。

(事務局)

現場での監視レベルでは、女性スタッフ目線でも見てもらっているが、ミニマムまでがギリギリOKであり、スーパーミニマムであれば着替えをお願いしていた。

また、Tバックであれば、Gストリングは論外であり、こちらも着替えさせていた。ハイレグについても腰骨よりも明らかに上の位置でカットされている過度

なハイレグはNGになり得る。

(委員)

まず、水着については、乳首や性器が露出しない点はしっかり守ってもらうことを前提にした上で、どこまでを許容範囲として考えるかについては、当該イベントの基準と今年の秋に適用した暫定条件とをすり合わせてもらうことで問題ないと思えるかがか。

また、ルールを示し方としても、まず文章で基本を定め、さらに参考として図案と補足の説明で、より具体的なところを書き込むことで、事業者、県民に分かりやすく説明できると考えるが、いかがか。

(異議なし)

## イ モデル・撮影者の年齢制限の在り方 【論点2】

### 【事務局からの説明】

これまでのヒアリング結果は次のとおり。

#### ○18歳未満の児童がモデルとして出演することについてどう考えるか

(水着撮影会事業者)

- ・ 出演モデルの年齢制限に肯定的な意見が半数以上である。5/7 事業者が18歳未満不可、4/7 事業者が18歳未満不可という結果であった。

(有識者)

- ・ 児童保護の視点に立って規制すべきとの意見が大勢であった。
- ・ 刑法、児童ポルノ禁止法、埼玉県青少年健全育成条例といった法令の趣旨からも18歳未満を一律不可とする方向で検討してよいのではないかと考えている。
- ・ 主催者に対し、年齢確認をどこまで厳格に求めるかについても検討を要する。

#### ○18歳未満の児童が撮影者として参加することについてどう考えるか

(水着撮影会事業者)

- ・ 法令順守を条件に参加を認めるべきとの意見が大勢であった。

(有識者)

- ・ 18歳未満を規制すべきとの意見が3人からあり、1人から規制すべきでないとの意見であった。

18歳未満の参加・撮影の可否(理由・考え方を含め)について検討を要する。

規制する場合、年齢確認を主催者に対し、どこまで厳格に求めるかについても検討を要する。

### 【意見交換】

(委員)

モデルについては、18歳未満を禁止することで合意が得られると思っ  
ているかがか。

(異議なし)

(委員)

参加者も 18 歳未満は禁止することとしてよいと考える。理由としては、水着撮影会が無店舗型有害役務営業にあたって違法となる懸念があり、公園管理者も幫助しているととられかねないのであれば、一律に禁止することが適当である。

(委員)

私もそれでよいと思うが、少年漫画雑誌の表紙にグラビアが飾ってある。そういった雑誌の購入には年齢制限がないのに、2次元カリアルかという差しかない中で、リアルの水着撮影会だけNGとする理由はなにか。

(委員)

おそらく埼玉県青少年健全育成条例では「営業」であることを問題視している。水着モデルの写真を撮るという営業に対して、青少年を客としていくことがNGなのであって、例えば、営業ではない個人的なイベントなどで水着モデルの写真を撮るといふものあれば問題がないのだと思う。

(委員)

参加者についても 18 歳未満は一律禁止という方向で考えていきたい。  
年齢の確認方法についてはいかがか。

(委員)

年齢確認をするにあたり一番確実な方法は、参加者全員の身分証を提出させることだと思うが、現実的かは疑問に思うところもある。主催者が 18 歳未満は参加していないという誓約をすることで足りるだろうか。

(事務局)

現状は、許可条件に反しないことを主催者に書面で誓約してもらっている。あとは名簿を提出させるかどうか。いずれも主催者による自己申告である。

(委員)

実際の確認方法は主催者に委ねるが、主催者が責任をもって確認し、モデル及び参加者に 18 歳未満の者は参加していないという署名を提出してもらうことではないか。

(異議なし)

## ウ 遵守状況の確認方法（費用負担を含む） 【論点3】

【事務局からの説明】

これまでのヒアリング結果は次のとおり。

○主催者の自主的な監視について、どの程度まで求めるべきと考えるか

○協会として、事業者による自主監視の確認をどのように行うべきと考えるか

(水着撮影会事業者)

- ・ 自主監視が基本であり、これに加え公園側の監視も求める意見が大勢であった。その上で、費用負担は意見が分かれている。

(有識者)

- ・ 主催者の自主監視が基本であることに異論はない。協会側の監視も必要との意見が大勢だが、費用を事業者が負担することについては議論がある。
- ・ 事業者側でも、費用負担につき、事業者側負担・協会負担・折半と意見が分かれる

○公園側が違反指導に際し、イベント中止までできる権限を持つことにつき、どう考えるか

(水着撮影会事業者)

- ・ 指導権限には肯定的であるが、総論として慎重かつ段階的な適用を求めている。

(有識者)

- ・ 協会に指導権限があることに異論はないが、即刻中止ではなく段階的な対応を求める意見が多い。

協会側の確認に要する費用は、イベントに内在するものとして、主催者に負担してもらってよいのではないか。

また、協会側の確認のレベルは、どの程度とするかが論点と考えている。

#### 【意見交換】

(委員)

費用負担については、イベントに内在するものとして負担してもらおうという話があったが、これまでの利用料金に上乗せする追加なのか、金額の内訳として含めることとするのか。

(事務局)

これまでは直営で実施してきたところだが、今後は委託することを検討している。主催者に負担してもらおうことであれば、金額を明示する必要があると考えている。その金額を高いと思われる場合もあると思うので、仕様を示して透明性を持たせる必要がある。委託先については、見積合わせ等で選定する必要があると考えている。

事業者には1㎡あたり単価で計算した行為許可料金を支払ってもらっている。キッチンカーを出店する場合は別途料金が発生する場合もある。

(委員)

今回改定した場合に、上乗せする負担としては他に何が考えられるか。

(事務局)

警備のほかには遮蔽に係る費用かと思っている。協会が直営で実施してきた警備や遮蔽の費用を事業者負担にするべきかと考えている。

(委員)

主催者が実施すべき監視のレベルをある程度示す必要があるのではないか。例えば、水着撮影会では、モデルがプールごとにグループに分かれてローテーションしているの、そういったものをどうやって監視するか目安を示す必要がある。

今回監視を委託するということが常駐させるということか。

(事務局)

現在、協会の職員が実施しているものを委託にすることを基本として考えている。実際としては、一定の時間を2人1組で巡回し、証拠となる写真の撮影を行っている。

(委員)

費用の見込みはどれくらいか。

(事務局)

参考に見積りを徴取したところ、3,500円/時間・人ほどである。水着のチェック、ポーズのチェックなど巡回体制を整えて、休憩等を含めて考えると4人で8時間とすると、112,000円が目安である。

小さいイベントの規模だと行為許可料金が約60万円であり、その約2割の負担増となる。

(委員)

ヒアリングの中では、チェックする人がルールをきちんと理解した人でないといけないというお話もあったと思う。ある程度ルールの事前レクチャーが必要と考えるが、いかがか。

(事務局)

委託するのであれば、レクチャーする時間を設けて、同じ認識に基づいて監視するようにしたいと考えている。

しかし、レクチャーしたとしても実際に現場に出ると迷いが生じると思うので、しばらくは協会職員も一緒に対応して徐々に経験値を積み上げ、一定の判断ができる体制を整えていく必要があると考えている。

(委員)

スポーツの審判は選手との信頼関係がないと機能しなくなってしまうことがあるので、業界においても新ルールをしっかりと理解していただくことが重要である。

(委員)

先程事務局から費用について算出基礎の説明があったが、そこまで人数をかける必要があるのか。エリアごとに監視する必要があるのはわかるが、もう少し効率的にできないのか。利用料が60万円、警備が12万円だと結構な負担増となるように思える。

(事務局)

今年の9、10月のイベントでは2人1組で巡回している状況であった。どこまでしっかり見るかということに関わってくるが、しっかり見るならグループごとに人を付けないと物理的に不可能である。

(委員)

主催者側と調整して効率的な方法で、主催者側に過度な負担をかけなくて済む

方法を検討してもらいたい。

(委員)

ニプレスやアンダーの着用チェックはどうするのか。更衣室の中で女性が行うのか。

(事務局)

その点は事業者に任せて信用するしかない。

(委員)

協会の監視は事業者の自主監視と同じレベルで監視するものなのか、それとも事業者の監視状況を監視するというものなのか。

(委員)

議論の流れからすると前者でよいと思う。後者では主催者がどこまで監視するか不安定であり、実効性が保てないと思われる。費用負担が多くなるが、やむを得ないものとする。

(委員)

業者に費用を負担していただくことになろうかと思うが、監視を委託する警備員に対しては、事業者が納得できるようしっかりとしたレクチャー・研修を考えてほしい。場合によっては、その際に事業者にも研修に参加してもらい、理解を深めてもらうのも一つのアイデアと思う。

## エ 許可条件違反時等の対応 【論点4】

### 【事務局からの説明】

これまでのヒアリング結果は次のとおり。

○条件違反等の場合、「次回以降の施設予約調整の際に制限を付ける場合がある」についてどう考えるか

(水着撮影会事業者)

- ・ペナルティを設けることについての否定的な意見はない

(有識者)

- ・違反の要件とそれに対応するペナルティについて、段階を設けた明確なルールとすべきなどの意見あり

一見明白な違反を除き、即刻中止ではなく、まずは警告指導を行う（直ちに許可取消にはしない）こととしてはどうか。

一定以上の警告指導を受け、協会内部での処分基準に達したときは、翌シーズンの利用を認めないこととしてはどうか。

### 【意見交換】

(委員)

「一見明白な違反を除き、即刻中止はない」との説明があったが、即刻中止のケースも場合によってはあるということか。

(事務局)

例えば、刑法に違反するポーズなど、隠すべきものを隠さないようなポーズを取ったりした場合、証拠を保全した上で、こちらが幫助罪に問われないためにも警告した上で中止させることもあるかと思っている。比例原則の観点から、違反をした一部のみを対象とするのか、イベント全体を中止させるのかは判断が分かれると思う。

(委員)

即刻中止の場合は不利益処分となり聴聞は必要か。

(委員)

少なくとも、警備員がその場で即刻中止を決定することは難しい。おそらく聴聞は必要であり、その手続きをどのような形で行うか、その場で聴聞の機会を確保できるのかという問題がある。

事業者の弁明の機会は当然確保しなければならないため、即刻中止はなかなか難しい。

(委員)

実務的には難しい。違反があった場合に警告をして着替えさせることもできる。それでも従わないようであれば、そのモデルだけ退場させることもできるという段階を踏んで、その上で主催者がコントロールできないようであれば即刻中止はあり得るかもしれないが。

(事務局)

即刻中止は聴聞などが必要だとは思いますが、公の施設を適切に管理する上では、最後はそこまであるということを示しておかないといけない。

(委員)

実際にはやりにくいだろうが、即刻中止があり得るということは明示したほうがよい。

(委員)

即刻中止に至るまでのプロセスは明文化したほうがよい。違反行為を認めた時はその場で警備員が警告する、違反の程度によっては主催者を立ち会わせて協会職員が警告する、極めて悪質の場合は当該モデルと煽った参加者には退場してもらおうとかいくつか可能性があると思う。

そうした手続きを踏むことで、相手方も納得、あきらめがつき、訴訟の際にも事前に定めた手続きに則ったという説明ができると思うので、プロセスの整理をした方がよい。

警備員がその場で何らかの処分を下すというのは余程の信頼関係がない限りは納得しないと思う。協会が主催者の意見を聞いて処分の量定を決めていくことが必要である。

(委員)

主催者の現場ディレクターがキーマンである。そこで統制を取れるかどうかイベントの成否を分ける一番大きな部分である。そのディレクターと警備との連

携が重要。指示系統は全てディレクターから発信されていくと思うので、そこと連携が取れるようであればそこまで問題にならないのではないかと。

(委員)

もう一つの論点として、一定の違反があった場合のサンクションの在り方についてはいかがか。

春、秋の2シーズンで、例えば春に違反したからといって秋は開催できないとすることはかなり厳しいのか。

(事務局)

主催者の準備作業の実際を考えると、サンクションは翌シーズンではなく、1年後でもよいのではないかと思う。

(委員)

即刻中止という厳しい処分があることを示す中では、違反した翌シーズンに開催できることには違和感がある。

(委員)

通常、1カ月前からキャンセル料が発生するはずなので、次シーズンまでに2ヵ月以上のインターバルがあれば問題ないと思う。

(委員)

例えば、土曜日に違反問題を起こしたのに、翌日の日曜日の開催は問題ないとするのもバランスが良くない。しかし、中止させるのも重すぎると思う。

(委員)

悪意をもって水着を脱いでしまったというものではない限り、翌日の中止は現実的ではない。

(委員)

その場合は、嚴重注意とし、翌日はいつも以上に注意深く実施してもらおう。その上で次シーズンは中止するという方向で考えていただきたい。

一見明白な違反であっても、重大かつ悪質な違反でない限りは即刻中止とまではいかないと思うので、その点をご検討いただきたい。

## オ その他 【論点5】

### 【事務局からの説明】

#### (ア) 遮蔽対策 【論点5-1】

- ・ 遮蔽は水着撮影会が開催できる大前提であり、確実な対策が必要である。
- ・ 主催者側の自主遮蔽が原則となるが、対策が不十分な場合は、協会側が業者を照会するなど補充対策を講じる必要があるのではないかと。
- ・ 補充対策の費用は、主催者側の負担でよいのではないかと。

#### (イ) 肖像権の保護 【論点5-2】

- ・ モデルの肖像権については、主催者、モデル双方に多様な考え方があり、一律にルール化することは適切でない。

- ・ 他方、主催者とモデルの間で、齟齬が生じ、権利侵害になることは回避したい。
- ・ 主催者の申請時に、肖像権に関するルールが存在することを確認するくらいのはできないか。

#### 【意見交換】

(委員)

遮蔽は主催者が毎回行うのか。遮蔽の本来の意味を考えると、主催者が材料を用意すると団体によって差が出てきてしまうので、公園事務局が材料を用意して、それを主催者が貼る方が間違いないのではないか。

(事務局)

事業者によって遮蔽の甘辛があるところは悩みどころである。

(事務局)

水上公園では水着撮影会以外で遮蔽を行う機会がないため、決まった規格はない。

(委員)

事業者が準備していても許可基準に足りない部分があると逆に問題となるので、公園ごとに遮蔽の規格を明確にした方がよい。

(委員)

現場を見させてもらって、風が強いと遮蔽が意味をなさない場面も目にした。ブルーシートではなく、風を通すものが必要ということであれば、主催者負担により協会で実施するか、規格を明確に定めて伝えるべきである。

(事務局)

主催者に任せるとかえって手間がかかってしまう恐れもあるので、協会で遮蔽の材料と範囲を指定した方がよいかもしれない。

(事務局)

公園によっては、350m以上必要な場合もある。そうなるとシートが100枚必要となるが、企業規模の小さい主催者が多いため、自前で用意して運搬するのは難しい。

実際の作業は公園の職員が5人がかりで丸一日かかってしまう。質的なもの考えると現実的には公園側で実施するしかない。その上で費用請求が効果的だと思っている。

(事務局)

公園によっては、外周が植栽で隠れているが、葉が落ちて透けて見えてしまうところを重点的に遮蔽している。公園側で実施し、費用請求の方が現実的かと思う。

(事務局)

公園によっては、遮蔽することを条件として貸し出している。主催者に任せているが、現実的には職員がパトロールして、必要な部分を補修している現状であ

る。業者に委託するとなると主催者との費用負担の調整が必要。

(事務局)

費用負担を求めると、主催者が自前で業者を連れてくると主張してくる場合もあり、質の担保が難しくなることも想定される。

(委員)

費用はどれくらいかかるのか。

(事務局)

ある業者に問い合わせたところ、シートを貼るだけで15万円かかり、作業に1.5日必要と言われている。

(委員)

警備に係る費用と合わせると結構な負担となる。

(事務局)

主催者団体の規模も様々のため、一律に負担を求めることは難しいのではないかと。

(委員)

ブルーシートは公園事務所で所持しているのか。

(事務局)

今は公園によって所持しているところもあるし、事業者を用意してもらっているところもある。

(事務局)

シートを貼りっぱなしにすると劣化が激しい。しかし、イベント1回ごとに貼り直すと大変な手間もかかる。

(事務局)

風を通す見えにくい材料で遮蔽をした方が結果的に費用が安くなるかもしれない。複数年で費用を回収することにはなってしまうが。

(委員)

夏季プール期間中でも貼りっぱなしで差し支えないか。

(事務局)

貼りっぱなしだと風の影響でフェンスがぐらついてしまう恐れがある。場合によっては、指定管理者の責任を問われる可能性もある。

(委員)

小規模な主催者だと大変である。

(委員)

水着撮影会を開催するにあたっては、遮蔽は非常に重要な条件である。許可条件に含めるとなると、主催者が責任をもつべきというメッセージとなる。

(委員)

公の施設で行うには重要なポイントである。

(委員)

憲法学者も言及している。ここは譲れない。

(事務局)

協会で仕様を決めて、遮蔽用の資機材を準備・提供し、主催者側で設置・撤去の作業してもらおう。作業が困難な場合は協会が実施して費用請求する、というところか。

(委員)

その方向でよい。

(委員)

肖像権の保護についてはいかがか。

(委員)

肖像権に関するルールについて確認することもよいし、相談窓口を紹介することも理解できる。

(委員)

肖像権侵害について、有識者や事業者からは公園側が関与すべきものではないという意見が多数あったが、この水着撮影会問題の発端はSNSの投稿画像の指摘である。

当日、主催者側、公園側双方の目から漏れた違反行為に該当する画像がSNSにアップされた場合は、事後的に警告対象としてよいのではないかと思っただが、この点はいかがか。

(事務局)

SNSにアップされた画像は加工されている可能性がある。ポーズが瞬間的に切り取られているという意見もある。真偽不明の画像をもって警告することは難しいのではないか。

(委員)

とはいえ、野放しにしてよいのかは気になるところ。そういった可能性もある中で、主催者から事情を聞くなりしてプロセスを踏んだ上で警告対象となり得るものとしてもよいのではないか。

(委員)

よろしいのではないか。

(事務局)

いただいた御意見をふまえて検討する。主催者が肖像権保護のルールを策定することとし、その内容、周知方法について確認していくこととしたい。

(委員)

その他に御意見はあるか。

(委員)

これまでの議論では、「主催者が責任をもって」というところが多い。

これまでにその責任者との話し合いができてきているのか。現地での接点をうまく持っておかないと宙ぶらりんとなってしまう可能性がある。何か一文加えられな

いか。

(事務局)

これまでも現場責任者（キーパーソン）にトランシーバーを渡して常に連絡が取れるような体制を取っている。また、企画書を事前に提出してもらい、遵守事項の確認と現場の体制を確認している。

(委員)

その都度確認するのではなくて、シーズン開始前に今年度の申請予定の事業者を集めて、ルール、許可条件を説明し、横並びで理解ができる場を設けてもよいのではないか。3公園のいずれかに集ってもらい、お互いにルールを確認し合う意見交換の場を設けることがよいのではないか。

逆にその場に出席しない事業者からは申請を受け付けない形にして共通理解を深めるという工夫も考えてもよい。

将来的に業界で自主ルールを作ろうという機運が生まれる場となってほしいという期待もあるので提案したい。

(委員)

事業者の規模はどれくらいか。責任の所在は把握できるものなのか。

(事務局)

業界内で規模感が様々であり、主催者とイベント運営会社とが分かれていたりする場合もある。イベント運営会社の中でも大小さまざまであり、統制を取るとは難しいかもしれない。

(委員)

ヒアリングの中でイベント出演関係者からモデルが守るルール、参加者が守るルールも策定したらどうかという意見があった。

出演者に対して禁止水着や禁止ポーズの説明を主催者がモデルに説明することは必要な一方で、参加者に禁止ポーズのリクエストをしないよう主催者が参加者に知らせることも盛り込んでおいた方がよい。何らかの形で参加者に知らせておけば、参加者に対しても警告をしやすくなると思う。